

平成 23 年 3 月 22 日

組合員各位

全国米穀販売事業共済協同組合
経 営 相 談 室

「震災被害を受けた場合の雇用調整助成金の活用事例」、「震災被害に伴う雇用調整助成金の活用Q&A」及び「震災被害に伴う労働基準法等に関するQ&A」について

標記の件、厚生労働省より以下の通り発表されましたのでお知らせいたします。

I. 東北地方太平洋沖地震被害に伴う経済上の理由により事業活動が縮小した場合の雇用調整助成金の活用事例

1. 概要

雇用調整助成金は、経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、従業員の雇用を維持するために、一時的に休業等を行った場合、当該休業等に係る休業手当相当額等の一部（中小企業で原則 8 割）を助成する制度です。

なお、東北地方太平洋沖地震を直接的な理由（避難勧告・避難指示など法令上の制限を理由とするもの等）とした事業活動の縮小については、「経済上の理由」に該当しないため、本助成金の対象になりません。

2. 具体的な活用事例

- ① 交通手段の途絶により、従業員が出勤できない、原材料の入手や製品の搬出ができない、来客が無い等のため事業活動が縮小した場合。
 - ② 事業所、設備等が損壊し、修理業者の手配や部品の調達が困難なため早期の修復が不可能であり生産量が減少した場合。
 - ③ 避難指示など法令上の制限が解除された後においても、風評被害により観光客が減少したり、農産物の売り上げが減少した場合。
 - ④ 計画停電の実施を受けて、事業活動が縮小した場合。
- ※ 既に雇用調整助成金を利用している事業主が、東北地方太平洋沖地震被害の影響を受け休業を行う場合にも、助成対象になります。

3. 主な支給要件

- ① 最近 3 か月の生産量、売上高等がその直前の 3 か月又は前年同期と比べ 5 %以上減少している雇用保険適用事業所の事業主が対象となります。
- ② 休業等を実施する場合、都道府県労働局又はハローワークに事前にその計画を

届け出る必要がありますので、本助成金を受給しようとする場合は、労働局又はハローワークにお問い合わせください。

- ③ さらに、青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県のうち災害救助法適用地域に所在する事業所の場合、今回の地震に伴う経済上の理由により最近1か月の生産量、売上高等がその直前の1か月又は前年同期と比べ5%以上減少していれば対象となります。

※ 平成23年6月16日までの間については、災害後1か月の生産量、売上高等がその直前の1か月又は前年同期と比べ5%以上減少する見込みの事業所も対象となり、また同日までの間に提出された計画届については、事前に届け出たものとして取り扱いますので、労働局又はハローワークにお問い合わせください。

上記については、次の厚生労働省HPをご覧ください。

<http://www.mhlw.go.jp/general/seido/josei/kyufukin/a09-1.html>

II. 東北地方太平洋沖地震被害に伴う雇用調整金の活用Q&A

別添（2枚）をご参照下さい。

なお、当Q&Aは、厚生労働省HPには掲載されておりません。

III. 平成23年度東北地方太平洋沖地震に伴う労働基準法等に関するQ&A（第1版）

地震に伴う休業に関する取扱いについて記載されています。

上記については、次の厚生労働省HPをご覧ください。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r98520000014tr1-img/2r98520000015fyy.pdf>

本件についてのお問い合わせは、全米販経営相談室（Tel (03)4334-2125 室長：木下、副次長：作本）へお願いします。

以上

東北地方太平洋沖地震被害に伴う 雇用調整助成金の活用Q&A

Q1: 雇用調整助成金とはどのような制度ですか？

雇用調整助成金は、経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者の雇用を維持するために、休業等を実施し、休業に係る手当等を労働者に支払った場合、それに相当する額の一部を助成する制度です。

具体的には、「最近3か月の生産量、売上高等がその直前の3か月又は前年同期と比べ5%以上減少している雇用保険適用事業所の事業主」が対象となります。

なお、中小企業緊急雇用安定助成金は、中小企業向けに雇用調整助成金の助成内容を拡充したもので、直近の決算等が赤字の場合、生産量等の減少が5%未満であっても対象となります。

Q2: 震災により事業所が損壊し、仕事ができなくなってしまった場合も雇用調整助成金は使えますか？

雇用調整助成金は、あくまでも経済上の理由により事業活動が縮小した場合に利用できる制度なので、震災による事業所の損壊が事業活動縮小の直接的な理由である場合は利用できません。ただし、修理業者の手配や部品の調達が困難なため早期の修復が不可能であり、事業活動が縮小した場合については利用できます。

※ 震災による事業所の損壊により事業を休止する場合、激甚災害の指定に伴う雇用保険の特例により、賃金を受けることのできない労働者に対して失業手当を支給する制度がありますので、こちらの活用をご検討ください。

Q3: 計画停電による休業も雇用調整助成金の対象となりますか？

計画停電により事業活動が縮小し、休業に係る手当等が支払われ、Q1にある事業主の要件を満たした場合は対象となります。

(⇒裏面から続く)

Q4: 雇用調整助成金の支給額はどのくらいでしょうか？

雇用調整助成金は、事業主が休業に係る手当等を労働者に支払った場合、それに相当する額に対し、以下の助成率で支給しています。なお、事業主が解雇等を行っていないなど、一定の要件を満たした場合は、カッコ内にある助成率となります。

□ 大企業 : 2/3 (3/4)

□ 中小企業 : 4/5 (9/10)

※ 上限額は、大企業、中小企業ともに1人1日当たり7,505円です。

※ 中小企業向けの雇用調整助成金は中小企業緊急雇用安定助成金とい
います。

Q5: 雇用調整助成金を受給するためには、具体的にどのような手続きが必要ですか？

雇用調整助成金を受給するためには、上記Q1に該当する事業主であることを示す書類を提出するとともに、これにあわせて休業等の計画を事前に届け出る必要があります。詳細な要件については、お近くのハローワーク又は都道府県労働局にお問い合わせください。

Q6: 岩手県内の事業所で、既に休業を実施しているのですが、遡って受給することはできませんか？

青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県のうち災害救助法適用地域に所在する事業所の場合、本来、事前に提出する必要がある休業等の計画について、事後に提出しても最大で平成23年3月11日まで遡って提出したものとみなす特例を実施しています。

また、生産量、売上高等の確認期間も「最近3か月」ではなく「災害後1か月の見込み」で行うことができます。※平成23年6月16日までの特例です。